

老高発0331第2号

令和4年3月31日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公印省略）

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく福祉用具について、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第94号）の一部を改正し、令和4年4月1日から適用することとしている。

これに伴い、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別添の一部を別紙のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、その旨御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）別添

	新	旧
第一 福祉用具		
1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1) 車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下とのおりである。 ① 自走用標準型車いす <u>日本産業規格</u> (JIS) T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。	第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1) 車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下とのおりである。 ① 自走用標準型車いす <u>日本工業規格</u> (JIS) T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。 ② 普通型電動車いす <u>日本産業規格</u> (JIS) T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本	

<p>体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>③ 介助用標準型車いす</p> <p><u>日本産業規格</u> (JIS) T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p> <p>また、<u>日本産業規格</u> (JIS) T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p> <p>(2) ~ (13) (略)</p>	<p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 排泄予測支援機器 (新設)</p> <p>購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感じし、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通</p>
--	--

体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格 (JIS) T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格 (JIS) T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

(2) ~ (13) (略)

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) • (2) (略)

(新設)

知するものである。専用ジエル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

①～⑦ (略)

(3) 入浴補助用具

購入告示第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

①～⑦ (略)

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分 (略)

3 (略)

(5) 移動用リフトのつり具の部分 (略)

3 (略)

第二 住宅改修 (略)

第二 住宅改修 (略)